

一関市議会 教育民生常任委員会 記録

会議年月日	令和5年6月16日(金)			
会議時間	開会	午後4時2分	閉会	午後5時21分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 永澤 由利		副委員長 千葉 信吉	
	委員 岩 渕 優		委員 那 須 勇	
	委員 佐藤 真由美		委員 菅 原 行 奈	
	委員 門 馬 功		委員 猪 股 晃	
遅 刻	遅 刻 なし			
早 退	早 退 なし			
欠席委員	欠 席 千葉 大作 委員			
事務局職員	栃澤局長補佐兼議事係長			
紹介議員	なし			
出席説明員	なし			
参考人	岩手県教職員組合県南支部 書記長 佐藤智也			
本日の会議に付した事件	(1) 請願審査 請願第1号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願について (2) その他			
議事の経過	別紙のとおり			

教育民生常任委員会記録

令和5年6月16日

(午後4時30分 開会)

委員長 : ただいまの出席委員は8名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の委員会を開会いたします。

千葉大作委員より欠席の旨、届出がありました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりです。

請願第1号、ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号を審査するに当たり、請願者である岩手県教職員組合県南支部から書記長、佐藤智也さんを参考人として出席を求めることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、直ちに出席を求めることといたします。

休憩します。

(休憩 16:30~16:31)

委員長 : 再開します。

本日の進め方を説明いたします。

6月13日の委員会で紹介議員から請願趣旨の説明は終わっておりますので、早速、参考人に対する質疑を行います。

初めに、参考人、簡単に自己紹介と請願の説明をお願いいたします。

参考人 : このたびはこのような機会をつくっていただき、ありがとうございます。

岩手県教職員組合県南支部、4月より書記長をしております佐藤智也と申します。

所属は水沢南中学校になりますけれども、ただいまそちらを休職して組合専従のほうで仕事をしております。

よろしく願いいたします。

それでは先日、紹介議員から説明をしていただいたところですが、私のほうから少し詳細を説明できればと思います。

それでは項目に沿って、少しずつ説明をしていきたいと思っております。

まず1つ目の豊かな学びの実現のため、より細やかな教育のために、さらなる少人数学級について検討すること。

また、中学校での35人学級を早急に実施することについてですけれども、まず豊かな学びとより細やかな教育の実現というのは、現状を申し上げますと1つの学級での授業をしておりまして、中には様々な理解度の児童生徒がおります。

特に理解の遅い児童生徒が一緒に授業の中では置いていかれてしまう現状がどの学校でも見られています。

それで、少人数学級というのは、具体的には現時点では、岩手県は35人学級が全学年、小学校、中学校とも実現しておりますけれども、全国的にはまだ小学校の高学年は35人学級になっておりません。

ですので、全国的に学びの質を保障していただきたいというところで、まずは35人学級、ゆくゆくは30人学級、25人学級、20人学級というように段階的に下げていただきたいという趣旨でございます。

また、通常学級の話をしたのですけれども、特別支援学級の実態についても申し上げますと、現時点では全国では1学級8人という基準になっております。

しかし、話を聞いておりますと、1人の教員が1人の児童または生徒に朝から夕方まで、そばにいてあげないと対応できないという特別な支援を要する子供もいるのが事実です。

ですので、児童生徒8人に1人の教員というのが、現状に合っていない部分が、学校によってはあるというところを申し添えたいと思います。

こちらにつきましては、1学級3人以下というところを一つの基準にさせていただければと考えております。

これらにより、少人数学級が実現することで、1人の教員が一人一人の子供にかける時間、向き合う時間が多くなり、子供たちがより理解をしながら授業を受けられる状況につながるのではないかと思います。

2つ目の学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、教職員の増員や少数職種配置増など、教職員定数改善を推進することについて説明いたします。

まず、学校の働き方改革の現状について申し上げますが、一部通知表とか、行事の短縮、1日であったものを半日で開催といったような部分は軽減されてきているのですけれども、日々の授業や生徒児童への対応というのが、教員の主な業務になると思うのですけれども、そちらのほうについてはやはり実感として何も変わっていないという思いをしている方が多いです。

授業づくりのための時間である空き時間であったり、子供が帰宅した後の時間、こちらのほうが十分ではないというところと、あとは授業中であっても、教室に入れない児童生徒も多々おまして、保健室に行って保健室の担当の者が対応したりとか、授業のない教員が対応したりといった現状が数多く見られております。

そういったところで、日々の仕事のところでの働き方改革は進んでいないのかなというのが実態でございます。

また、コロナ禍が明けてはいないのですけれども、いろいろな制限が解除されております。

3年前にやっていたものを再びやりましょうという動きも実は見られておりますが、一旦中止または縮小したものの中で効果、成果を出してきたものについては継続していけばいいのですけれども、丸々戻ってしまうといったところで負担が増えてしまっている部分も見られてきているということを申し添えたいと思います。

続いて長時間労働の実態についてですが、数値として申し上げますと、昨年6月、岩手県教職員組合のほうで調査をいたしましたところ、6月の調査では80時間以上の超過勤務をしている教員、小中学校を合わせますと68.5%でした。

そのうち100時間以上の超過勤務をしているのが47.9%ということで、かなり多くの教員が長時間労働80時間以上の労働をしているというのが、昨年6月の調査となっております。

また、今年の5月18日の岩手日報で中学校の養護教員の勤務の実態調査がありました。

調査報告にありましたが、先ほど申し上げた教室に入れない生徒が養護教員のところで過ごす時間も実は結構ありまして、算出しますと養護教員1人当たり3.8人の児童生徒を対応しているという調査結果となっております。

続いて、教職員定数についてですけれども、小中学校の教員は学級の数によって人数が決まります。

先ほどの35人学級であれば、それが30人学級になることで学級数が増えますので、教員の数が増えるというところにつながっていきます。

また、栄養教員、養護教員、事務職員といった職種の方々についても申し上げますと、栄養教員は食数によって決まります。

ですので、例えば一つの学校給食センターで何校かの学校の給食を担当しているとすると、1,500食以下ですと、栄養教諭は1人の配置になります。

1,501食以上6,000食以下であれば2人といった基準となっております。

また、養護教員は1校につき1人という基準でありますし、事務職員でありますと、小学校は27学級以上で2人、中学校は21学級以上で2人という基準の下、配置されております。

そこで非常に困っているのが、例えば養護教員ですけれども、規模がかなり大きい学校であれば、2人配置というのが定数上はあるのですけれども、確認したところ岩手県では2人以上の配置ができる基準の学校はないというところで、実質的に1校1人の現状です。

ただし、生徒に対応する部分を考えて1人ではまず難しいという状況であります。

また、栄養教員の話をしみますと、実は、教員採用の募集がありません。

それで採用試験を受けたくても、そもそも募集がないので受けられないところです。

それでも臨時で働いている栄養教員の方に話を聞くと、本当は栄養教員として仕事をしたいのに募集がないのであれば、違う仕事も考えなければならないという声も実はこの前、耳に入ってきました。

といったところで定数が改善する、例えば食数をもっと少ない食数で2人以上の配置となれば、栄養教員の枠も増えますので、そういった栄養教員を目指す方々にとってもいいのではないかなというように思っております。

3つ目、自治体で国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないことについての説明を申し上げます。

学級編制基準の弾力的運用という具体的な意味ですけれども、例えば1学年の児童生徒数が35人の場合は、その学年は1クラスとなりますが、36人になると2クラスです。

児童生徒が1人変わるだけで、1人の教員が見るのが36人になると、17人と18人になるのは大きな違いになります。

ただ、弾力的に運用できるとすると35人で1学級だったとしても、そこにもう1人加配の先生を配置して、実質2人で1つの学級を見ることができるといように加配を活用して、授業をしたり、評定をしたりということができるようになるということでの弾力的運用というところですので、そちらの加配がなくなってしまうと本当に厳しい状況になるなと思います。

説明は以上となります。

委員長：ありがとうございました。

参考人への質疑に入りますが、質疑、答弁の際は挙手の上、委員長が指名した後に発言をお願いします。

また、参考人は委員に対し、質疑をすることができませんので、あらかじめ御了承願います。

それでは、これより質疑に入ります。

那須委員。

那須委員：一番冒頭に、特別支援学級の話もされましたが、この請願の中に特別支援学校の現状がどうだからこうしてほしいという話がない中で、最初にこの話をされたので一生懸命本文を読んでみたのですが、請願者から特別支援学級のことをお話しされましたが、この請願の中身がないことをお話しされたことについてお願いします。

委員長：参考人。

参考人：大変失礼いたしました。

特別支援学級については請願の内容には入っておりませんが、教職員定数の改善というところには関わってくる部分かと思い、現状をお伝えするという意味で説明いたしました。

委員長：那須委員。

那須委員：了解しました。

それでは残業時間の関係ですが、これは紹介議員にもちょっと確認したのですが、おそらく教職員からアンケートをとって、残業時間が月80時間ということ、この理由の中にあるという話を聞きましたが、まずは残業時間の80時間という根拠という点。

それから、説明の中で日々の生活、日々の授業の部分については軽減されているのだ

けれども、子供の帰宅した後のところがちょっと多くなって、残業時間が増えているという話ですが、これは1年が12か月ある中で、毎月80時間ということではないと思いますが、85時間という先ほど言った根拠も含め、年中なのか、時期的な忙しさであればある程度学校の中でも調整しながらできるような気がします、あえてこの請願の中に月80時間を超えているという状況について確認をしたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：それでは説明いたします。

まず残業時間の根拠です。

どの時間が残業時間と捉えているかということですが、勤務時間、教員の勤務時間が、例えば8時15分から16時45分までの時間だったと仮定すると7時間30分の枠ですので、例えば8時15分より前に出勤した時間さらに16時45分以降に学校に残っていた時間。

あとは部活動等で、部活動指導場所に16時45分以降にいた時間、併せて家でプリントを作成したりとか、丸つけをしたりといった、持ち帰りの時間、土日に関しましては中学校ですと部活動指導の時間、小中学校ですと教材研究のために学校にいた時間といったものを全て合わせたものを残業時間というようにしております。

次の毎月80時間以上の残業になっているのかという質問ですけれども、時期によって時間は変動します。

例えば8月であったり1月であったりしますと、夏季休業中及び冬季休業中が半月ほどございますので、そうしますと必然的にこの80時間というのが40時間とか50時間ということで、その月に関しては、普段の半分ぐらいの働き方になっているというか、残業時間になっているというのはおっしゃるとおりです。

ただし、例えば4月ですと新年度のやることが多い状況で、6月ですと中学校でありますと、明日から中学校総合体育大会なのですけれども、中学校総合体育大会を控えた部活動指導だったり、併せて教育実習生を受け入れている場合は、その実習生にかかる時間だったり、そういったところで6月も例えば日々の業務に加えてやることが増えているという部分を考えますと、ちょっと多い月というようには言えると思います。

ですので、毎月80時間なのかと言われますと、夏休み、冬休みのあたりは少し軽減されているかと思うのですが、通年で見ますと平均80時間というのは十分あり得る話です。

委員長：那須委員。

那須委員：その部分は了解しました。

そうした上で具体的な数字をお話いただきました。

8時間を超えている先生は68.5%、100時間を超えているのが47.9%、この数字はすごいと思ったのですが、要は80時間の話だけをお聞きしたいのですが、約3割の方はそれほどでもないという中で、学校の先生たちは子供に対する状態というのは何か同じよう

な気がして、例えば 80 時間を超えるという方々は半分として、ならしているというようなイメージなのですが、やはり 80 時間を超える人が 7 割もいて、そうでない人は 3 割しかいないという。

それだけ先生によって仕事のばらつきがあるのですかという質問でございます。

委員長 : 参考人。

参考人 : 私は 80 時間以上の話をしたのですけれども、それ以外の部分ですと、例えば 45 時間以上 79 時間の方もおりましてその方々は 24%です。

45 時間未満の方が 7.4%となります。

ばらつきがあるのは実はそのとおりでございます、特に小中学校ですと学級担任を持っている教員ほど在校時間が長いという調査結果も出ております。

もちろん小学校ですと一人一人の丸つけをする、ノートのチェックをする、コメントを書くといったことに加え、担任をしている人には授業が入ります。

中学校ですと部活動の負担によっても変わってくる。

土日の活動がある部活動と土日休みの部活動とでは、やはりその指導に行く、行かないのところで時間が変わってくるというのは大いにあり得ます。

委員長 : 門馬委員。

門馬委員 : 加配の関係で詳しいことを教えてほしいのですけれども、35 人学級ですと普通でいくと先生 1 人、それが 36 人になると 2 クラスということで先生は 2 人ということですね。

だけれども、35 人の場合、加配 1 人という説明でしたが、その辺を教えてください。

委員長 : 参考人。

参考人 : 加配についてですけれども、実はいろいろな加配がありまして、少人数加配でしたり、英語の専科の加配でしたり、少し前までですと、震災復興加配でしたりいろいろな名目の加配があるのですけれども、そういったのは県独自の予算のところ、加配の方を配置しているというところもあるようです。

弾力的に運用させてもらえるということは、いろいろな名目で入るのですけれども、特別支援の先生と一緒にサポートに入ったり、ときに通常学級に入って勉強についていくのが苦手な生徒についていたりといったようなことで、そのように弾力的にあなたは加配だからこの仕事だけなんですということではなくて、もっと言うと、途中で病休になり、先生がちょっと長い期間休みます。

加配で入ってくださっている講師の先生が担任業務ということもあり得ますし、そうやって結構多くの学校でやっているところが多いと思います。

ですので、この加配がなくなるとちょっと回らなくなるということは、そういうこと

なのです。

委員長：門馬委員。

門馬委員：先ほど説明のあった少人数加配、それから英語の加配というものがあって、そこから辺を持って行ってやっているということですね。

委員長：参考人。

参考人：そのとおりです。

委員長：岩淵委員。

岩淵委員：御苦労様でございます。

何点かお聞きしたいのですけれども、まず一関市議会の議長あてに請願が出されているので、一関市議会、一関市として、まずどうなのかというところから確認をしていきたいと思うのですけれども、いろいろ御説明いただいた中で、教育委員会からちょっと資料をいただいているのですけれども、現実問題として小学校、中学校 35 名以下になっているのです。

御存じのようにどんどん児童生徒が少なくなってきていて、学校は統合、統合できています。

統合の声は大体複式学級が始まると親御さんのほうから、もう少し子供たちが多い学校にということで、地域の声がかなり大きくなって、市としても、教育委員会としても、統合のほうに行く、現実そうなっています。

先ほど冒頭に御説明いただいたこの 35 人といろいろ説明していただきましたけれども、それが 30 人、25 人、20 人となれば、非常に一人一人のお子さんに先生の目が届くというお話をされましたが、こういったら何ですけれども、あと 10 年もしたら、もう一関市は本当に 1 学級 20 人とかですね、15 人とか、そういう方向に行ってしまうけれども、時代の流れとお考えのその辺のマッチングといいますか、その辺は岩手県ではなくて一関市の実態を見たときに、どのようなお考えをお持ちなのかお伺いしたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：一関市の現状もほかの児童生徒が少なくなっているところと同じようなことが起こっていると思います。

一関市議会議長あてに請願書を出しているのですけれども、一関市議会でこれを採択していただいて、全国でそうっていない、やはり 35 人学級になっていなくて指導困難になっている学校というのは全国にあるということで、私達としては、一関市がそういう状況になっているから請願しないということではなくて、一関市は現状そうなってい

るかもしれませんが、それこそ10年後、本当に人が減っていくという私はそこが問題かなと思っているのですけれども、何とかそこを増やしていかなくてはいけないなと思っているのですけれども、そうならない全国を見たときにということで、まず一関市を含めた全ての議会で、とにかく国に請願をしていただきたいという思いで、請願をさせていただきます。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：一関市の現状はどうであれ、全国を見ているというニュアンスでよろしいですか。

委員長：参考人。

参考人：簡単に言うとそういう言い方になります。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：それから先生方の人数のところですけども、特にもその小学校高学年の学級に対して、教科担任制の推進ということでいろいろ文部科学省が動き出している、実際そういう動きになっていると思うのですけれども、教科担任制に対する評価というのはどのようにされているのでしょうか。

お聞きしたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：鋭い御指摘だと思います。

私も実はここについてはまだ勉強不足といいますか、知っている人から聞いている話しか分かっていないのですけれども、聞くところによると小学校高学年から教科担任というのが、教員の数が多いところはそれができているそうですが、やはり教員の数が少ないと柔軟にA先生は国語、B先生は算数というようにはやはりできない、組めないというところで、実態としては教科担任制は学校によっては実施できていないところはあるというところで、もっと言うと評価のところまでまだ把握できておりません。

大変申し訳ありません。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：そうすると、特に一関市を中心に考えたときに、現在はそういう教科担任制というのは取られていない、始まっていないということになるのでしょうか。

委員長：参考人。

参考人 : 私もまだ完全に分かっているわけではないのですが、始まってないところもあると思います。

全部が全部、教科担任制になっているかというところではないように思います。
まだ調べ切れていないです。

委員長 : 岩淵委員。

岩淵委員 : 分かりました。

先生方の残業時間、先ほどお話がありましたが、ちょっと古い話ですけれども、我々の時代から先生は本当に朝から晩まで学校に詰めていて本当に何と申しますか、一生懸命、情熱を持って取り組んでいて、我々子供の時代から見ると残業とかそういうのが概念はなかったものですから、とにかく私達のために一生懸命やってもらっているという時代でした。

それが大きく、時代の流れとともに、働き方改革だとか、本当にこんなに残業で大変だとかいう話になってきて、そういう考えと申しますか、そういう流れになってきた背景と申しますか、どのように捉えていらっしゃるのでしょうか、お聞きしたいと思います。

委員長 : 参考人。

参考人 : 複数ございます。

1 点目が先ほどおっしゃっていた朝から晩までしっかり生徒と子供たちと向き合っているという教員の姿、今もそうだと思うのですが、そういう方がたくさんいらっしゃる中で、どうしても教員の仕事には際限がないです。

一言で言うと明日の授業一つとっても、ここでやめてもいいし、もっとプラス1時間してより内容の濃いものというようにやろうと思えば幾らでもできる、そういう仕事なのですけれども、そういった中で、組合としては、過労による死者が出てしまっているといったところが大きな要素の一つだと思います。

やはり以前ですと過労によって倒れたとしても、その勤務時間の記録を取っていなかったもので、本当にこの人は仕事のし過ぎで亡くなったのかということそれが全く立証できなかったのですが、何とかその周りの話を聞いたりとか、家族の話を聞いたりして、帰ってくる時間とかを計算して、この方はこれくらい働いていたようだというところで、労災が下りたというのが過去にありまして、そういったところから勤務時間の調査とか把握ということが始まっていたのですけれども、やはりそういった仕事のし過ぎで死んでしまった人がいるということが私は一番大きいところだと思っております。

あわせて、社会の流れとしてやはり少子高齢化の流れで、以前ですと1人当たり老後の面倒を見る人数というのが多かったのですけれども、例えば3人で1人の高齢者を見るといったようなのが以前だったのですけれども、今ですと徐々に高齢者の数が増えてきたので1人で1人の高齢者を見なくてははいけない。

例えば、息子が親の世話をしなくてははいけないというような状況が増えてくる中で、

長時間勤務をしているとそれができなくなるというところで、教員に限らずとにかく適正な勤務時間で働きながら、そういう家族のケアとかが必要な場合にも対応しなくてはいけないだろうというところで、働き方改革という言葉が生まれたということを私は勉強しております。

ですので、そういった意味で時代の流れの中で、教員の大変さというのはその昔から変わっていないのですけれども、やはりそれで何か起こってしまっている以上そういう方が増えてはいけないというところがベースにあります。

委員長：岩渕委員。

岩渕委員：高齢化社会、人口減という大きな社会のといえますか、特に日本の流れの中で、先生方もそういう部分に時間を費やさなくてはいけなくなってきたというのも大きな一つの変化点だということと私は受け止めました。

であるならば、先ほど例えで午前8時15分に出勤されて、午後4時45分ですか、一つの基準、そうは言ってもプラスアルファの時間で子供たちのためにいろいろと準備をしなければいけない、向き合わなければいけないというのは当然あると思うのです。

例えばタイムカードを押してそれですぐに仕事は終わりではないと思うのですが、何と言いますか、どこの時間が一つの理想といえますか、午前8時15分から午後4時45分まで働いて、プラスアルファの部分、あと何時間残業と言ったら、言い方があれかもしれませんが、あと何時間ぐらいのプラスアルファの残業の時間としてあれば、何とか先生というよりも人間として生きていく部分では、どの辺を狙っているのか。

時間になりました、帰りますでは済まないのが、多分先生の職業的な一つの使命だと思うのですけれども、そこはどのようにお考えになっているのでしょうか。

委員長：参考人。

参考人：組合としては、いわゆる労働基準法に則ったというところが一つの指標です。

ですので、労働基準法、36協定のような月上限45時間、年間でトータル360時間の上限の残業という、ほかの職種の方々と同じような働き方をしていきたいというのが、組合の考えでございます。

委員長：千葉委員。

千葉委員：御苦勞さまでございました。

今の話に関して、その部分では足りないのではないかと思われたところが、教員には36協定はありますか。

その辺をお伺いします。

事務職ではなくて。

委員長：参考人。

参考人：教員は以前は36協定というか、労働基準法は特殊な業務と職ということで以前はそこまでしっかりとされていなかったのですが、数年前から労働者なのだからそこはきちんと労働基準法に則り仕事をしましょうというところで、毎年、岩手県から各市町村にきちんと36協定を締結するようにというところでの取組を進めています。

委員長：千葉委員。

千葉委員：そうなのですね。

何を言いたいかと言えば先ほどの請願の関係で、以前、元萩生田文部科学相という人がいたのですが、彼のときにはやはり請願を受け止めながらそれを実証したのだと思うのですが、今、働き方改革もあの当時ですから、この請願というものがかなりの何というのでしょうか、数が全体から上がって行って、地方から上がった関係で、こういった、例えば教職員の定数とか労働、働き方改革は一緒なのですが、この辺が実態として成果として徐々に改善されていると私は思うのですが、その辺はどのように捉えていますか。

委員長：参考人。

参考人：国のほうでもそれこそ定数でも、何十年ぶりに40人学級が35人というの、数年前だったと思うのですが、本当に私達の声を拾っていただいたところで、国として制度を変えていただいているのはありがたいと思っている部分もあります。

そういう変わってきたところについては、現職の者たちもうれしく思っております。

委員長：千葉委員。

千葉委員：私もこの取組が功を奏しているのだと思うのです。

全部が全部改善されないのは当然だと思います。

いわゆる何がというと、例えば財務関係のお金の使いどころは文部科学省と違うので、やはり要望としては今日、文部科学省では要望は受け止めるのだけれども、人員配置は財務の関係なので、これは実証できない。

その違いの中でずっと取組をされていると思うのです。

その辺の理解はやはり今いる委員たちも理解されてきているので、さらにもう少し取組をもっともっと進める中で、今後生かしたいと思っております。

もう一つ教科担任制の関係ですが、これ教育委員会のほうでも把握しているのですが、やはり教科担任するためには、教職員が足りないということは、やはり現実、後で教育委員会と意見交換するので、そこを聞きますけれども、現実には英語、教科担任にはなっていないのですが、学級を持った先生が英語を教えているという実態もありますよね。

これが教科担任にはならないのですが、こういうように運用されている。

だから、教科担任制は文部科学省も推奨して教職員組合も働き方改革の中では受け入れていくのだろうと思うのですけれども、やはりそのように教育委員会も言っているとおり、やはり職員が足りないというのは現実ですよ。

その辺はやはり同じ考えですか。

一関市に来たばかりで実態を捉えていないと思うので、奥州市の場合などの現場で働いたときの実態を含めてその辺のお考えをお伺いしたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：教科担任制は小学校の内容で、実は私は中学校で、小学校の先生から話を聞く分しか分からないので、そうするとやはり先ほど申し上げたとおり人がいないと本当に日程が組めないそうです。

中学校は国語の先生、数学の先生と最初から決まっているので、月曜日の何こま目が何年何組ですという、それが組めるのですけれども、どうしても小学校で話を聞くと、学級担任プラス1人みたいな状況で学年で組んでいると他学年の先生を引っ張ってくるにしても他学年の先生は自分の学級の授業があるというところで、やはり回せないという話は聞いておりました。

英語の専科の先生というのがいるのですけれども、英語専科の先生も希望していない人が専科の先生になっているとか、うまくいっていない部分もあるような話は聞いていました。

中学校ですとそもそも数が少なくて1人当たりの分担が多くなっているというところで、例えば副担任の先生、ほかの先生も少し分掌が多くなったりしておりまして、結果的に在校等時間が大体同じぐらいになってしまっているというのもあります。

やはり私が働いていて一番苦しいと思ったのが、今年は本当に4月から産休の補充の方が来てくださっているので1学期についてはすごく助かっている学校が多いのですが、以前ですと年度途中で産休に入ります、でも代わりの先生が見つかりません。

それが結局そのままその年度は終わってしまう。

昨年ですと私、水沢南中学校だったのですけれども、理科の先生が少ない状態でスタートしたのです。

もちろん理科の先生が見つからないというところで、そこでどうしても人数が少ない中で理科の授業をしなければいけない。

でも、3人しかいないうちの1人が病気になってしまったというか、入院しなければいけない事態になってしまうというところで、2週間はほかの学年の理科の先生にお願いすることもできず、持っている子供たちが自習、自習、自習になってしまったというので、本当に病気休暇、育児休暇になった方に別の方がどうしても入れないという状況が一番苦しかったというのが経験でした。

委員長：千葉委員。

千葉委員：ありがとうございます。

一関市のほうでもその実態はあります。

一番ひどいのは教頭先生が、教頭先生は教科を持てるからいいのだと思うのだけれども、産休の関係で校長先生が入らざるを得ないという実態もあったので、やはり現場でも捉えているのですけれども、なかなかその辺が教育委員会と言える部分、言えない部分があると思うのです。

だからいずれにしましても引き続き取組は継続していただければいいかなと思っています。

ありがとうございました。

委員長：猪股委員。

猪股委員：御苦労さまでございます。

私からは、請願事項の1と2というのは非常に相関関係があると思っておりまして、先ほどの話ですと岩手県では40人学級から35人になったのが10年くらい前ですか、その際に、例えば40人学級から35人学級になったときの時間外というのは、どのくらい減ったものなのか、実績としてその辺を捉えているのかとされていて、1と2は相関関係が非常にあるのかなと思っていて、その辺のお話もしできればお願いしたいと思います。

委員長：参考人。

参考人：質問としてはすごく調査をしなければならない観点とってお聞きしましたし、それについての調査はおそらくしていないと思っていました。

自分の体験としては、新一年生の数が40人か41人というようなときがあつて、41人になりましたとあって、20人と21人の学級になって担任の先生が2人になったときに、私はそこに授業に入ったのですけれども、やはり空間としては本当に目が届きやすい空間の中で授業ができていたというのを感じました。

時間が短くなったのか、変わらなかったかの調査が必要だと思うのです。

感覚的にはすごくやりやすくなったなという個人的な感覚です。

委員長：猪股委員。

猪股委員：今なぜ聞いたかというのは、相関関係ということもあるのですけれども、もしかすると変わっていないのかもしれないと思ったところもあったので。

人数が例えば5人減る、物理的な部分では減る部分があるでしょうけれども、質の部分でやってあげたいという先生たちの意欲によっては変わらなくなってしまうというようなこともあるのかなと思っておりまして、ちょっとこれは多分、抜本的なもうちょっと別な変え方をしていかないと幾ら少人数学級になったとしても、長時間労働はあまり変わらないというような部分も出てくるのかなというように何となく感じた部分がありましたので、私は別に答えがあるわけでも何でもないのでございますけれども、その

辺の視点でのデータを持っている中で訴えていくというような視点があるともっと説得力のある部分につながってくるのかなと感じたところがありましたので、質問させていただきました。

以上です。

委員長 参考人。

参考人 :これから調査していきたいと、考えとしては本当に先ほど申し上げたのですけれども、本当に80%でやめても90%まで頑張ってもいいという仕事なので、1人にかかる時間が減れば明日の授業80%、90%にするか、結局帰る時間は一緒というのは大いにあり得るなというのは感覚としては持ちました。

委員長 :佐藤委員。

佐藤委員:最近、先生の仕事というのは、昔、私たちが教わった頃よりも、書き物が多かったり、いろいろ仕事が多かったりとか、ハードだったりというところもたくさんあると思いますし、発達障害という子が多かったりというところで、その子たちが、特別学級に入るかというところでもなくて、数学のときだけ、情緒とか知的に行くというようなこともあったりして、非常に先生の負担が大きくなっているというのをすごく感じます。

そのことによって、病気になったりとか、先生の成り手がいないという異常な、悪循環になっていて、妊娠、出産する人の先生は代わりがないとか、そういうことになっているのかなと。

それから先生方も、申し訳ないですけれども、やはり今まで倍率が高かったことによって、レベルも高い先生たちがいらっしゃったということも、その辺のところもちょっと苦慮しているところとっておりますので、本当にゆとりのある配置が必要とっております。

私の意見でした。

委員長 :菅原委員。

菅原委員:この請願を見て、3つ質問したいのですが、今、佐藤委員からも子供の状況が変わってきているというようなことを言っていたのですが、私もこの間、室根小学校が新築されたときに見に行ったのですが、そのときに特別学級に行く子供の数が昔より増えていると思いました。

子供の状況をお知らせいただきたいのと、あともう一つは、今、同じようなことなのですが、校務分掌が増えているのかなというようなことを感じました。

実は私も、二、三十年前に小学校に勤めておまして、先生方、本当にハードなのだとか、通信簿つけだとか、最後に絶対に持ち出してはいけないのだけれども、持ち出さないと仕事ができない指導要録、一人一人につけて残さないとならないもので、それでよく紛失したとかの問題とかもあるのですが、でも家に持ち帰らないと絶対につけられな

い。

そういうのを学校でやっている姿を見たことはないので、絶対に家に持ち帰らないとできないだろうということも分かっていますし、学校の先生方は家に仕事場を持っていますよね、机があって、そういう職業、人によってはあるかもしれないのですが、本当に家で仕事をするというのが当たり前になっているような仕事ということを感じていて、その辺の説明と、この請願の中に、貧困、いじめ、不登校とあるのですが、学校現場で解決すべき課題が山積というところ、そこを少し具体的にお知らせいただきたい。

以上3点です。

委員長 : 参考人。

参考人 : それでは1つ目の質問としては、子供の状況の変化と思うのですが、特別な支援を要する生徒が増加しているのではないかということで、実は調査したのもあるかもしれないのですが、実は分かっていないのですが、昨日たまたま前沢小学校にお邪魔して話を聞く機会があったので聞いていました。

前沢小学校もやはり授業に入れなくて、教室を飛び出す生徒、吠える生徒、泣く生徒いろいろな生徒が朝からいる。

そのために、担任ではない先生が話を聞きに行ったりとか、連れ戻しに行ったりという話をしていて、それがまず毎日ある。

実はその数日前に平泉小学校の方からのお話を聞いたら同じようにやはり教室から出てしまう生徒も毎日います。

それで先生が対応するので職員室は基本的には空ですという似たような話を聞きました。

特別な支援を要する生徒についても、以前よりも一人一人に手をかけなければいけないということが増えましたという話をされていました。

ですので、今の話はそのとおりのかなと思います。

特別な支援を要する子が増えているか、以前よりもそれが気になっているのか、何とも言えないですけども、以前であれば、仲間内で一緒に共同の中で、特別な支援が必要な子があったとしてもうまく周りの子たちとの関わりの中で前に進めていけたのかもしれないのですけれども。

もっと言うと3年間のコロナ禍で活動が制限されていたとか、いろいろな要素が絡まって周りの子もうまく協力体制が組めなくなっているという話もおっしゃっていました。

ですので、特別な支援を要する子供が増えているのかもしれませんが、子供同士の関わり方がちょっと希薄になってきている。

ちょっと離れますけれども、オンラインでのゲームが普及してきたり、1人でも遊べてしまう、関わり合いの中での遊びではなくて、1人でネット上で遊べてしまうといったような状況の変化もいろいろな要素が絡むのかというのはちょっと思っています。

2つ目ですけども、先生方の働き方で校務分掌が増えているのではないかとこのころで、私が15年ぐらい前ですか、働き始めましたけれども、確かに毎年、何かこういう委員会を立ち上げましょうとかそういったのは増えているような、前よりも何か多く

なったというのを思いながらも年々過ごしてはいましたが、一方でこの委員会を立ち上げるのでこの委員会はなくしましょうといったものはないので、確かに校務分掌自体は増えているのかなというのが一つあります。

あとは中学校で部活動の顧問を年々見てきたわけですが、児童生徒数が減っているのだけれども、部活動の数は全部変わっていない状況があるとすると、以前であれば、学級が多かったのも、その分教員の数も多かったのも部活動の顧問の体制も充実していたと思うのですが、今は1人休んだらもうその部活動の担当を代わりにやる人、副校長だとか、何かそれこそ先ほどおっしゃっていたように校長が出向かなくてはいけない。

去年、水沢南中学校だと、野球部の顧問がちょっと体調を崩してしまったので、そこに野球の指導経験あるということで校長が入っていたということもあったので、校務分掌が増えているのもそのとおりですし、部活動とかも減っていない。

子供が減っているのにもかかわらず、部活動とかが減っていないみたいなそういったものが影響しているのかなという話を聞いて思いました。

最後に貧困、いじめ、不登校、教職員の長時間労働や未配置など学校で解決すべき課題が山積しているといったところですが、学校で貧困を治せるかというところではないのですが、貧困の家庭がある中で、例えばですけど、お風呂に入れず、そういう環境が整ってなくて学校に来てしまう生徒が教室に行くと、ちょっと不衛生だというような、でもそれで放っておくわけにはいかないといったところで、そこでちょっと保健室でシャワーを浴びてから教室に行こうかといったような、その全く怠惰なわけではなくて家庭環境がそうなっているので、でもそういうケアをしないと駄目だといったところで担任外の教職員がそこについて行って衛生面を保ってもらってから教室に入ってもらおうとか、いじめは残念ながらちょっと自殺してしまった子供たちが過去にいてそれで何とかしなくてはいけない、先生方も一人一人に目を配らなくてはいけないといったところで、ただ人が少ないと見る目が減ってしまうので、そうすればいじめというのも未然に防げたものが防げなくなっている。

不登校についてもやはり学校に適応できないと不登校になってしまうと思うのです。

学校が原因ではないところもあると思うのですが、学校でケアができていけば、ならず済んだという、また復帰することができるというのは十分あり得るので、ただそこに割く人員であったり、労力、時間というのが、つくりづらくなっているということで、解決すべき課題、学校としての課題がたくさんありますという意味になります。

以上でございます。

委員長 : ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、参考人に対する質疑を終わります。

お時間いただきましてありがとうございました。

休憩します。

(休憩 17:05~17:08)

委員長 :再開します。
お諮りします。
請願第1号の本日の審査はこの程度とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 :異議ありませんので、さよう決しました。
以上で、請願第1号の本日の審査を終わります。
次に、その他に入ります。
6月28日の教育民生常任委員会の進め方について書記より説明させます。
栃澤書記。

書記 :6月28日の教育民生常任委員会の進め方について前回、御協議いただいたところです。
その中で放課後児童クラブの件について話題が提供されましたが、放課後児童クラブの個別の案件について協議いたしますと時間が足りなくなると思われます。
また、一関地域以外の話になると、場合によっては支所の担当課の出席も必要ということになりますことから、6月28日は全体的な説明とそれに関する質疑を行うことといたします。
同様に子ども食堂についても地域のそれぞれの取組の話になりますと時間が必要となりますから、こちらについても全体的な説明とそれに関連する質疑にしたいと思います。
個別の案件については別途、委員の皆様と調整の上、調査したいと思います。
説明は以上です。

委員長 :休憩します。

(休憩 17:09~17:20)

委員長 :再開します。
先ほど書記の説明に対する質疑、意見交換を行います。

(「なし」の声あり)

委員長 :なければ、ただいまの説明のとおり6月28日の件については進めてまいります。
そのほか委員の皆様から何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、その他を終わります。
以上で、本日の案件は終了しました。
これもちまして本日の委員会を終了します。
御苦労さまでした。

(午後 5 時 21 分)